## 緊急時対応マニュアル

## 事故発生

第1発見

- ① 事故の状況把握(本人・現場および周囲の状況)
- ② 速やかに管理者、児童発達支援管理責任者またはサービス管理責任者に報告する



③ けがの状況を把握し、適切な処置をする

- 症状を確認し、管理者・児童発達支援管理責任者またはサービス管理責任 者が軽症と判断すれば③で終了し、保護者に説明をします。
- 大出血を伴う開放創や意識がない場合は迅速に救急車を要求し⑤~⑨までの対応を進めますが、意識があり、救急車の判断が難しい場合は保護者へ連絡をすると同時に#7099(※1)で判断を仰ぎます。



④ 事故の状況で必要と判断した場合



管理者/児童発達支援管理責任者または、サービス管理責任者



## 保護者

- ⑤ 伝達事項は,事故の発生と程度
- ⑥ 受診の旨,了解をとる(かかりつけの病院の確認)
- ⑦ 事故の状況に応じて保護者の来院、来所を依頼する
- ※ 原則としては保護者に来ていただく

病院

- ⑧ 事故の状況を把握している職員が付き添う
- ⑨ 治療状況を把握し、適宜報告する

**※** 1

米盛病院24時間救急相談ダイヤル

## 事業所に戻ってからの子供の状態と事故処理の把握

⑩ 全職員に情報共有し、変化があればお互いに連絡をとる

保護者への説明

- ⑪ 事故状況,程度,受診内容,損害保険適用確認
- ② 日時をあけずに速やかに行う(お迎え時,または状況によっては戻り次第電話連絡)

スタッフミーティング (反省会)

- ⑬ 落ち度は追求せず、事故の原因を正しく分析し、今後の支援に活かす
- (4) 保険対応や職員処遇などについては管理者の指示を受ける